

令和3年第4回四万十町議会定例会

四万十町議会議案書



令和3年12月8日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
承認第 6 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度一般会計補正予算（第 4 号））	1
諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	8
諮問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	9
議案第 1 0 3 号	日乃出橋橋梁修繕工事請負契約の締結について	10
議案第 1 0 4 号	四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について	11
議案第 1 0 5 号	四万十町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例について	15
議案第 1 0 6 号	四万十町基金条例の一部を改正する条例について	17
議案第 1 0 7 号	四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	18
議案第 1 0 8 号	四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	19
議案第 1 0 9 号	四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例について	21
議案第 1 1 0 号	四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定について	23
議案第 1 1 1 号	令和 3 年度四万十町一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 1 1 2 号	令和 3 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 1 3 号	令和 3 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 1 4 号	令和 3 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 1 5 号	令和 3 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 1 6 号	令和 3 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 1 7 号	令和 3 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 1 8 号	令和 3 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 1 9 号	令和 3 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 2 0 号	令和 3 年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 2 1 号	令和 3 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊

承認第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年12月8日提出

四万十町長 中尾 博憲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年9月17日
四万十町長 中尾 博憲

令和3年度四万十町一般会計補正予算（第4号）

令和3年度四万十町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,318,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 1 地方交付税		6, 752, 160	4, 900	6, 757, 060
	1 地方交付税	6, 752, 160	4, 900	6, 757, 060
2 2 町債		2, 110, 600	10, 100	2, 120, 700
	1 町債	2, 110, 600	10, 100	2, 120, 700
歳 入 合 計		20, 303, 000	15, 000	20, 318, 000

歳 出

3

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		1,401,543	617	1,402,160
	2 清掃費	488,469	617	489,086
1 1 災害復旧費		465,600	14,383	479,983
	1 農林施設災害復旧費	72,100	6,340	78,440
	2 公共土木施設災害復旧費	393,500	6,000	399,500
	3 その他公共施設災害復旧費	0	2,043	2,043
歳 出 合 計		20,303,000	15,000	20,318,000

第 2 表

地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			補 正 後		
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法
災 害 復 旧 事 業 債	千円				千円	
	144,100	普通貸借 (証書借入)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借入れる資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し 後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし町財政の都合によ り据置期間及び償還期間 を短縮し若しくは繰上償 還又は、低利に借換えす ることができる。	154,200	補 正 前 じ に 同 じ
計	2,110,600				2,120,700	

歳入歳出予算事項別明細書
1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 1 地方交付税	6, 752, 160	4, 900	6, 757, 060
2 2 町債	2, 110, 600	10, 100	2, 120, 700
歳 入 合 計	20, 303, 000	15, 000	20, 318, 000

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	1, 401, 543	617	1, 402, 160				617
1 1 災害復旧費	465, 600	14, 383	479, 983		10, 100		4, 283
歳 出 合 計	20, 303, 000	15, 000	20, 318, 000		10, 100		4, 900

歳入

(単位：千円)

款	科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
	項	目				区 分	金 額	
11 地方交付税			6, 752, 160	4, 900	6, 757, 060			
	1 地方交付税		6, 752, 160	4, 900	6, 757, 060			
	1 地方交付税		6, 752, 160	4, 900	6, 757, 060	1 地方交付税	4, 900	普通交付税 4, 900
22 町債			2, 110, 600	10, 100	2, 120, 700			
1 町債			2, 110, 600	10, 100	2, 120, 700			
8 災害復旧債			144, 100	10, 100	154, 200	1 農林水産施設災害復旧事業債	4, 100	農業土木現年災害復旧事業債 (単独分) 4, 100
						2 公共土木施設災害復旧事業債	6, 000	公共土木現年災害復旧事業債 (単独分) 6, 000
計			20, 303, 000	15, 000	20, 318, 000			

歳出

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 分		説 明
					国県支出金	特 定 地 方 債	財 源 そ の 他	一般財源	区 分	金 額	
4衛生費	4衛生費	1,401,543	617	1,402,160				617			
	2 清掃費	488,469	617	489,086				617			
	3 し尿処理費	619	617	1,236				617	12委 託 料	617	浸水家屋し尿処理運搬委託料 617
11災害復旧費	11災害復旧費	465,600	14,383	479,983		10,100		4,283			
	1 農林施設災害復旧費	72,100	6,340	78,440		4,100		2,240			
	1 農業土木現年災害復旧費	72,100	6,340	78,440		4,100		2,240	12委 託 料	6,340	川ノ内頭首工測量設計委託料 2,085 奈路頭首工測量設計委託料 2,171 平野頭首工測量設計委託料 2,084
	2 公共土木施設災害復旧費	393,500	6,000	399,500		6,000		0			
	1 公共土木現年災害復旧費	297,000	6,000	303,000		6,000		0	14工事請負費	6,000	災害復旧工事費 6,000
	3 その他公共施設災害復旧費	0	2,043	2,043				2,043			
	1 総務管理施設現年災害復旧費	0	2,043	2,043				2,043	14工事請負費	2,043	滞在型市民農園災害復旧工事費 2,043
	計	20,303,000	15,000	20,318,000		10,100		4,900			

諮問第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年12月8日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

住 所 四万十町香月が丘

氏 名 中津 吉弘

生年月日

諮問第4号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年12月8日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

住 所 四万十町八千数 

氏 名 樋口 寛

生年月日 

議案第 1 0 3 号

日乃出橋橋梁修繕工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年四万十町条例第 4 7 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 8 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 令和 3 年度 道メ補 第 1-1-10 号
日乃出橋橋梁修繕工事 |
| 2 工 事 場 所 | 四万十町 榊山町 地内 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札による契約 |
| 4 契 約 金 額 | 4 5, 1 1 5, 4 0 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
(4, 1 0 1, 4 0 0 円) |
| 5 契約の相手方 | 四万十町平串 5 8 4 番地
有限会社 三浦建設
代表取締役 三浦 新平 |

議案第 104 号

四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について

四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 12 月 8 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 141 条第 8 項、第 142 条第 11 項及び第 143 条第 15 項の規定に基づき、四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における法第 141 条第 1 項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第 142 条第 1 項第 7 号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第 143 条第 1 項第 5 号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第 2 条 四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500 円に、その者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第 100 条第 4 項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第 5 項の規定による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 93 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により四万十町（以下「町」という。）に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第 3 条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第 2 号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当

該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、四万十町選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 町は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円)の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)

である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会の確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超え

る場合には、12,500 円) の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条に定める金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に定める金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に50,000円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、

その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た枚数(その枚数に10枚未満の端数がある場合には、その端数は、10枚とする。))の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第105号

四万十町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例について

四万十町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例を次のように定める。

令和3年12月8日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内における法第24条に規定する固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、四万十町税条例（平成18年条例第53号）の特例を定めるものとする。

(特例措置)

第2条 町長は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備であって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「対象設備」という。）の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者に対し、対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に該当土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対する固定資産税の課税を免除するものとする。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定による課税免除の期間は、固定資産税を課すべき最初の年度以後3年度とする。

（課税免除の申請等）

第3条 前条第1項の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、課税免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査して課税免除の可否を決定するものとする。

3 前項の規定により固定資産税の課税免除を受けた者は、申請内容を変更したとき又は事業を全部又は一部休止し、若しくは廃止したときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

（課税免除の承継）

第4条 町長は、固定資産税の課税免除を受けている者に相続、合併等の理由により変更が生じたときは、対象設備において事業が継続される場合に限り、承継者からの届出により当該課税免除の承継をさせることができる。

（課税免除の取消し）

第5条 町長は、固定資産税の課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の行為により課税免除を受けたとき。

(2) 事業を廃止し、又は相当期間休止し、若しくは操業していると認められない状態となったとき。

(3) その他課税免除をすることが適当でないと認めるとき。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の廃止）

2 四万十町固定資産税の課税免除に関する条例（平成18年四万十町条例第54号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の規定により固定資産税の課税免除を受けている者の課税免除については、なお従前の例による。

議案第 1 0 6 号

四万十町基金条例の一部を改正する条例について

四万十町基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 8 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町基金条例の一部を改正する条例

四万十町基金条例（平成18年四万十町条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表中「四万十町過疎地域自立促進特別事業基金」を「四万十町過疎地域持続的発展特別事業基金」に、「四万十町過疎地域自立促進計画」を「四万十町過疎地域持続的発展計画」に、「過疎地域自立促進特別事業」を「過疎地域持続的発展特別事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 107 号

四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 12 月 8 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険条例（平成18年四万十町条例第87号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「40万 4 千円」を「40万 8 千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第 4 条第 1 項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 108 号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 12 月 8 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険税条例（平成18年四万十町条例第89号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「次号、第7条の2及び第23条」を「次号、第7条の2及び第23条第1項」に、「第3号、第7条の2及び第23条」を「第3号、第7条の2及び同項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,400円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 6,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 960円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,600円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,560円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,200円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第5項中「第23条」を「第23条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第6項中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第7項中「第23条」を「第23条第1項」に改め、「規定する長期譲渡所得の金額」の次に「と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」」を加える。

附則第9項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法附則第33条の2第5項」を「法附則第35条の2第5項」に改める。

附則第10項から第16項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1号及び第13条第1項の改正規定、第23条の改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分を除く。）並びに第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第5項から第7項まで及び第9項から第16項までの改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の四万十町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第109号

四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例について

四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月8日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例について

四万十町昭和ふるさと交流センター等条例（平成18年四万十町条例第141号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（利用料金の納付）

第7条 利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める基準額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えた額（この額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定める額とする。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

施設名	附属する設備 又は備品等		利用単位	基準額
三島キャンプ場	バンガロー		1回（24時間以内3人まで） 追加料金（1人増すごとに）	3,000円 1,000円 （小学生以下 500円）
	移動式サウナ		1回（4時間以内）	5,000円
ふるさと交流セン	カヌー		1回（4時間以内）	2,000円
	ボート	4人乗り	1回（4時間以内）	4,000円

ター	ト	6人乗り	1回（4時間以内）	5,000円
	自転車		1回（2時間以内） 追加料金（2時間を 超え1時間ごとに）	300円 100円
	キャンプサイト		1泊1人	480円 (小中学生 190円) 就学前幼児 無料
	交流室		1か月	12,760円
ライダー ズイン四 万十	宿泊棟		1泊1室	1人 3,000円 2人 5,000円 3人 6,000円 4人 8,000円
	サウナ		1人1回	1,000円
	ベッド		1床	190円
	布団		1組	480円
	寝袋		1袋	100円
	洗濯機		1回	190円
	乾燥機		1回	100円

附 則

この条例は、令和4年2月1日から施行する。

議案第 1 1 0 号

四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定について

四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 8 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町琴平町 1 番 1 号
 一般社団法人四万十町観光協会
 会長 池田 十三生
2. 指 定 期 間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで